気象庁長官 殿

国土交通大臣 冬柴 鐵三

平成19年度に気象庁が達成すべき目標についての評価

中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)第16条第6項第2号の規定に基づき、平成19年度に気象庁が達成すべき目標についての評価を次のとおり実施したので、通知する。

I. 気象庁が達成すべき目標についての評価にあたって

この評価は、実施庁が目標を達成したかどうかを判断するとともに、目標を達成するために必要な措置等が講じられたかどうか等を視点として評価するものであり、評価結果は、 実施庁の効率的な業務執行に活かされるべきものである。

Ⅱ. 気象庁が達成すべき目標についての評価

1. 的確な観測・監視及び気象情報の充実等について

具体的な目標の内容

「緊急地震速報」について、本情報が本格的に提供された場合の無用の混乱を防止して 適切な利活用を図るため、本情報の特徴や「緊急地震速報の利用の心得」などの認知度 を高める。その上で、広く国民への緊急地震速報の提供を開始する。

評 価

【評定】

目標は達成されたものと認められる。

【所見】

平成19年9月に実施したアンケート調査の結果、緊急地震速報という名前を知っている人は、同年5月調査の35%から64%へ、聞いたことのある人は84%から93%へと、認知度の向上が図られていることも確認し、平成19年10月1日から広く国民への緊急地震速報の提供を開始した。

なお、第 168 回臨時国会において、地震災害の軽減を目的として、地震動の警報として緊急地震速報の発表を気象庁に義務付け、また警報を NHK に通知し、NHK はこれを放送するよう義務付ける等の気象業務法の一部を改正する法律が成立し、平成 19 年 12

|月1日に施行された。(平成20年3月)

関係省庁、地方公共団体、報道機関、その他関係機関の協力も得て、広報用リーフレット、ポスター、DVD等の作成・配布、気象庁や関係機関の開催するシンポジウム等における講演、その他さまざまなイベントの実施等、緊急地震速報の特徴や「緊急地震速報の利用の心得」の周知・広報活動を推進している。今後は、引き続き周知・広報活動に努めるとともに、緊急地震速報の適切な運用を実施していくことが期待される。

<u>具体的な目標の内容</u>

突風等による災害の軽減に資するため、必要な技術開発を進め、平成 22 年度までに突風等短時間予測情報の発表を開始する。平成 19 年度は利用者を交えた検討会で情報内容、情報発表形式等を検討する。

評 価

【評定】

目標は達成されたものと認められる。

【所見】

有識者による突風等短時間予測情報利活用検討会における検討結果を踏まえて、新たに竜巻の発生する危険な気象状況を知らせる「竜巻注意情報」の発表を平成20年3月から開始した。(平成20年3月)

利用者に対する聞き取り調査の結果などから、情報発表形式等を有識者による突風等短時間予測情報利活用検討会において3回にわたり検討し、その結果を受けて情報内容等を決定し、新たに竜巻の発生する危険な気象状況を知らせる「竜巻注意情報」の発表を平成20年3月から開始した。また竜巻注意情報の発表開始に先立ち、各地の気象台から防災関係機関に対して情報の内容を周知して広報への協力を依頼するとともに全国に広報リーフレットを配布し、情報が有効に活用されるよう周知広報に努めた。今後は、突風等短時間予測情報の適切な運用を実施していくことが期待される。

具体的な目標の内容

関係機関と密接に連携して、観測成果の活用、情報内容の充実、情報提供機能の強化を図るものとして、都道府県が管理する河川を対象として、都道府県と共同で行う洪水予報(指定河川洪水予報)を33都道府県での実施に拡充させる。

【評定】

目標には達していないが相当の実績が上がっている。

【所見】

平成 18 年度までに 28 道府県で指定河川洪水予報業務を開始しており、平成 19 年度は 長野県、島根県、山梨県で業務を開始し、31 道府県 83 河川となった。(平成 20 年 3 月) 豪雨水害対策として進める都道府県管理河川の洪水予報業務は、平成14年5月に名古屋地方気象台が、愛知県と共同で発表する洪水予報業務を開始したのを始めとして、平成20年3月までに、長野県、島根県、山梨県での業務開始や、対象河川の追加指定により、目標の33都道府県には及ばなかったものの、平成18年度の28都道府県68河川を上回る31道府県83河川に拡大した。今後も、洪水予報(指定河川洪水予報)の実施を拡大していく必要がある。

具体的な目標の内容

異常天候早期警戒情報について、試行発表を通じ、よりわかりやすく利用しやすい内容 及び形式等を検討する。また、予測技術の改良を行い、平成 19 年度末には、一般向け に情報提供を開始する。

評 価

【評定】

目標は達成されたものと認められる。

【所見】

平成20年3月21日から一般向けに情報提供を開始した。(平成20年3月)

試行対象機関からの意見を踏まえ、情報の検討を週1回から週2回に増やすなど、効果的な情報のあり方と運用方法を決めた。また、電文フォーマット、運用要領を定め、情報システム環境を整備し、平成20年3月21日から一般向けに情報提供を開始した。今後は、異常天候早期警戒情報の適切な運用が期待される。

具体的な目標の内容

東海地震の監視能力向上及び東南海域の地震活動の把握のため、新たにケーブル式海底 地震計を整備する。平成 19 年度は、海底ケーブル及び陸上部機器の製作、上部ケーブ ルの敷設作業を行う。

評 価

【評定】

目標は達成されたものと認められる。

【所見】

海底ケーブルおよび陸上部機器のうちの光送受信装置、直流定電圧電源装置、UPS 装置、情報収集装置、データ処理装置の製作を予定の工程で完了すると共に、陸上ケーブルの敷設作業も工程どおり完了した。(平成20年3月)

今後も、着実にケーブル式海底地震計の整備を続行していくことが期待される。

具体的な目標の内容

活動度の高い火山の活発化に対応して、火山における地震や地盤の膨張・伸縮等から地

下のマグマの動きを的確に把握できる火山の数を、平成 19 年度までに全国で 10 とする。 観測データの解析技術の改良等を進めることで、最終年度である平成 19 年度には、その把握能力を有する火山を 8 から 10 とする。

評 価

【評定】

目標は達成されたものと認められる。

【所見】

平成19年度は、伊豆大島と阿蘇山の2山について、地震や地盤の膨張・伸縮等から地下のマグマの動きを的確に把握できる解析精度に達し、昨年度までの8山とあわせて10山となった。(平成20年3月)

伊豆大島と阿蘇山の2山について、GPS解析については、気象要素によるノイズの補正を導入することにより、また、震源決定については、地震波速度構造を適正化することにより、地震や地盤の膨張・伸縮等から地下のマグマの動きを的確に把握できる解析精度 (GPS精度:10⁻⁶、震源決定精度:0.5km)に達し、火山における地震や地盤の膨張・伸縮等から地下のマグマの動きを的確に把握できる火山の数を平成19年度の目標と同数の10山とした。今後も、活動度の高い火山の活発化に適切に対応していくことが期待される。

2. 気象業務に関する技術に関する研究開発の推進について

具体的な目標の内容

天気予報、週間天気予報等の基礎となる全地球を対象とした数値予報モデルを改善し、 平成 22 年までに、2日後の予測誤差(数値予報モデルが予測した気圧が 500hPa とな る高度の実際との誤差。平成 17 年実績は 18.3 m。)を、平成 17 年から約 20%向上(目 標値 15 m)させ、予報の改善に反映させる。

評 価

【評定】

目標達成に向けて概ね順調に推移している。

【所見】

平成 19 年 (年間平均) における 2 日後の予測精度は、北半球では 17.1 mであった。 (平成 20 年 1 月)

平成19年は高解像度化したモデルを11月から運用を開始した。また、NOAA-18および欧州気象衛星機構高度再配信サービス(EARS)で取得した衛星搭載マイクロ波探査計データの取り込みを行った。さらに、Metop衛星搭載のマイクロ波探査計データの利用を開始した。これらの取組みにより、2日後の予測精度に改善が見られ、平成18年度より0.8m向上した。今後も、平成22年度の目標年度に向けて、予測精度の向上に努めていくことが期待される。

3. 気象業務に関する国際協力の推進について

具体的な目標の内容

インド洋における国際的な津波早期警戒システムの構築の支援として、関係の国際会議 に職員を派遣するとともに、国際的な研修等に積極的に参画することにより、我が国及 び太平洋域で培ってきた、津波予報の作成、発表及び伝達に係る知見や技術を関係国に 提供する。

評 価

【評定】

目標は達成されたものと認められる。

【所見】

インド洋における国際的な津波早期警戒システムの構築等の技術支援として、JICA や国際的な研修等への職員の派遣・参加 (7 件)、研修員の受け入れ (5 件)を実施し、津波警報や津波情報の作成、発表及び伝達に係る知見や技術を関係国に提供した。(平成 20 年 3 月)

平成19年4月より、ユネスコ国際津波情報センターに職員を派遣するとともに、インド洋における国際的な津波早期警戒システムの構築等の技術支援として、JICA や国際的な研修等への職員の派遣・参加(7件)、研修員の受け入れ(5件)を実施し、津波警報や津波情報の作成、発表及び伝達に係る知見や技術を関係国に提供した。北西太平洋津波情報の提供、及び暫定的なインド洋津波監視情報の提供を引き続き行った。今後も、気象業務に関する国際協力を推進していくことが期待される。

4. 気象情報の利用促進等について

具体的な目標の内容

民間において利用可能な気象情報について、天気予報に関する数値情報等の充実により、 提供量を 7 GB / 日以上にする。

評 価

【評定】

目標は達成されたものと認められる。

【所見】

1日あたりの平均提供量は、8.5GB/日であった。(平成20年3月)

平成19年度は、気象衛星の可視画像、改善した数値予報格子点データ、一般向け緊急地震速報等の提供を新たに開始し、情報量としては平成18年度実績の2.9GB/日から3倍弱向上し、目標の7 GB/日を上回る8.5GB/日となった。また、新たに22種類の技術資料を提供した。今後も、気象情報の利用促進等を図っていくことが期待される。